

# 万引き防止対策の現状について

～万引きをしないさせない見逃さない～

万引きは、かつては少年時代における一過性の犯罪（子どものころ悪いことをしても、大人になれば自然にしなくなる）と捉えられ、社会的にも「たかが万引き」という風潮がありました。最近では、少年による犯罪が減少したのに対して、成人や高齢者の占める割合が増加しています。

万引きは、初発型な犯罪と言われており、これを繰り返すことにより規範意識が低下し、重大な犯罪へとエスカレートしていく可能性があります。

万引き被害の現状は、継続的に自治体、関係業界、団体、学校、地域住民、ボランティア団体等と連携し、社会総ぐるみによる万引き防止対策に取り組んできた結果、平成25年中における都内の万引き認知件数は、16,043件と前年と比べて10.4%（1,872件）減少しており、その成果が現れています。

しかし、全刑法犯に占める万引きの割合は、未だ約1割（9.86%）を占めており、今後も状況を見据えながら手を緩めることなく、対策を推進していく必要があります。



## 1 「東京万引き防止官民合同会議」の開催 (ロゴマーク)

平成21年12月、万引きに関する総合的な対策を推進するため、警察、自治体、各業界 団体、関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携した、官民を問わない 社会総ぐるみでの取組を展開するため「東京万引き防止官民合同会議」を設置しました。

※ 第9回「東京万引き防止官民合同会議」(平成25年12月12日) 年2回開催

## 2 万引き防止連絡会の設置及び加入促進

警察、自治体、小売店舗、学校、地域住民、ボランティア団体等が一体となった活動を推進するため、商店街や地域ごとに「万引き防止連絡会」を設置しています。万引きを防止するための情報交換や商店街や地域から万引きを撲滅するため、地域総ぐるみでのキャンペーン等を実施するなど、万引き防止広報啓発活動を推進しています。

## 3 万引きゼロの日の設置 (毎月20日)

万引きに対する「規範意識の向上」と「社会における絆づくり」等を効果的に推進するため、毎月20日を「万引きゼロの日」と定めて、警察、自治体、小売店舗、学校、地域住民、ボランティア団体と連携して、地域社会総ぐるみによる万引き防止対策を推進しています。

### イベントのお知らせ (H26年中)

- 第5回「万引き追放 SUMMER キャンペーン」  
7月23日(水) 午後1時15分～午後3時15分「日比谷公会堂」
- 第8回「万引き防止のための防犯責任者養成講座」  
9月1日(月) 午後1時30分～午後4時30分「グランドアーク半蔵門」

#### 4 「万引きさせない店づくり」の推進（万引き防止対策「モデル店舗」認定制度）

平成24年3月から、万引き防止対策「モデル店舗」の認定制度を行っています。

この制度は、「万引きさせない店づくり」の一環として、万引き防止対策の模範となる店舗を「モデル店舗」と認定し、広報啓発することにより小売店舗等の意識高揚を図るものであります。

##### ○ 「モデル店舗」認定のメリット

- ・ 専門の認定委員による審査と指導が受けられる。
- ・ モデル基準による「万引き対策の見える化」で、万引き防止に携わる関係
- ・ 安全・安心・愛着心のある社会づくり

##### ○ 認定状況～申請46店舗「認定16店舗」非認定7店舗（平成26年5月1日現在）

##### ○ 万引き防止のための防犯責任者養成講座

ソフト対策・ハード対策・地域の絆づくり（万引き犯人捕捉要領等）について、専門の講師を招き、テキストやDVDを活用した研修会を年2回開催しております。また、警察署等の要望から出前型の養成講座も開催しています。

#### 5 万引き「全件届出」に向けた取組の推進

万引き被疑者は、犯行を繰り返すことで、規範意識を著しく低下させていく傾向にあり、そのような者に対しては、「2度と万引きを犯すまい」と当人が決意するような感銘力のある措置を講ずる必要があります。そこで「万引き全件届出」の実現は極めて重要な役割であり、万引き防止対策には不可欠です。

この「全件届出」を推進するため、平成21年11月から捜査書類の簡素化を図るとともに、現場警察官に対する継続的な指導・教養を行い、万引き届出に掛かる被害者等の負担時間の軽減に努めています。

#### 6 おわりに

万引きを根絶させるために「規範意識の向上」と「地域社会の絆の再生」に向けた対策を推進しています。挨拶や声掛けに始まる社会環境づくりとともに、私たち自身が万引きに対して確固とした規範意識を保持し続けることが大切です。

皆様方には、万引き被害の「全件届出」に向けた取組等について積極的に御協力いただいているところですが、警察におきましても捜査手続きにかかる時間の負担等について皆様方に御迷惑を掛けないよう努力しておりますので、万引き犯人を見つけた場合には、「初犯だから」あるいは、「被害額が少ないから」等という誤った温情主義で臨むことのないよう、「全件届出」に向けた取組に御協力をお願ひいたします。

今後も、皆様方と連携し、「万引きは犯罪である」というメッセージを繰り返し発信し、息の長いたゆまない取組と、高い規範意識に根ざす「安全で安心して暮らせる街・東京」の実現を図ってまいりたいと思いますので、御支援、御協力をよろしくお願ひいたします。

#### 7 問合せ先

警視庁生活安全部 生活安全総務課 生活安全対策第三係 (03-3581-4321 内線30275)